

学校名
指導者名

- 1 日時・場所
- 2 学年・組
- 3 単元名・教材名
- 4 単元について

文部科学省は、「我が国の将来を担う子供たちが自国の領土を正しく理解することは極めて重要」とし、学校教育においては、「学習指導要領を踏まえ、小学校から高等学校までの各学校段階において、児童生徒の発達段階に応じ、領土に関する教育を行う」としている。従って、領土学習は小学校5年生で扱うべき内容としてすべての社会科の教科書に記載、中学校では、地理・歴史・公民のすべての分野で学ぶことになっている。本校においても、前時までの学習において、位置、歴史的な経過などの学びを重ねてきた。しかし、当事者意識をもって領土をめぐる問題をとらえている生徒は多いとは言えない。

南丹市日吉町に住む生徒たちにとって、北方領土問題は遠くの出来事であろう。しかし、どのような問題でも「ひとごと」である限り日本の将来を担う人材になれるはずがない。本授業では、ウクライナの人々の願い、現在四島に住んでいるロシア人の思い、元島民の強い願いを切り口に、「ふるさとへの思い」という共通項を見出しながら、問題を自分事として考えることができる生徒の育成をめざしたい。

5 本時の目標

- ・北方領土問題に関わる人々の思いを想像し、自分ができようことを考えようとする。

【主体的に学ぶ態度】

6 本時の展開 (2/2 時間目)

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点	評価 (評価の観点) 〈評価方法〉
導入	既習事項の振り返り	・ウクライナ現状を思い出す。	・ふるさとを失った人々の思いを想像させる。	
展開	・今の北方領土の様子について	・ロシアが四島を自分のものとして暮らし、開発している様子を知る一方、もうそこがロシアの人たちにとってもふるさとになっていることに気づく。		北方領土問題に関わる人々の思いを想像し、自分ができようことを考えようとする。 【主体的に学ぶ態度】 〈机間指導〉

